

高砂商工会議所青年部規則

第1章 総則

第1条（目的）

本青年部は、企業経営者としての研鑽を図り、会員相互の親睦と連携を密にし、高砂商工会議所の事業活動への参画又は、協力を通じて地区内における商工業の振興を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する事を目的とする。

第2条（名称）

本青年部は、高砂商工会議所青年部と称する。

第3条（事務局）

本青年部の事務局は、高砂商工会議所内に置く。

第4条（事業）

本青年部は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 青年部相互の親睦を図り、青年経営者としての講習、研究会等を開催する。
- (2) 高砂商工会議所事業に対する意見及び提案の具申。
- (3) 高砂商工会議所活動に協力する。
- (4) その他青年部の目的を達成するために必要な事業。

第5条（原則）

本青年部は、営利を目的とせず、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わず、また、これを特定の政党のために利用しない。

第2章 会員

第6条（会員資格）

本青年部は、高砂商工会議所の会員事業所にあつて本規則第1条の目的に賛同する青年経営者及びその後継者又は事業所の代表者が推薦する従業員とし、年齢満20才以上満49才以下の青年をもって組織する。ただし、45才以上の部会員は毎年度残留か卒業かを選択できるものとする。

第7条（加入）

会員となることを希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。
2. 前項の入会の諾否は、役員会において決定する。

第8条（退会）

退会を希望する会員は、所定の脱会申出書を提出しなければならない。

第9条（会費）

会費は、月額2,000円とし、所定の納期に全額納入しなければならない。
2. 中途入部会者については月割りで納入するものとする。
3. 年度の途中で退部しても既納の部会費は返戻しない。

第3章 役員

第10条 (役員)

本青年部に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内 (内1名会計兼任)
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2. 役員は、総会において会員の中から互選する。

第11条 (役員職務)

会長は、青年部を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は本青年部の経理を掌理する。
4. 理事は会長及び副会長を補佐し、職務を処理する。
5. 監事は本青年部の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

第12条 (役員任期)

役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。
3. 補欠で選任された役員は前任者の残任期間在任する。

第4章 会議

第13条 (会議)

本青年部の会議は、総会、役員会とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。
3. 定時総会は毎事業年度終了後2ヵ月以内に、臨時総会は必要あるごとに会長が召集する。
4. 役員会は、必要に応じて開催する。

第14条 (総会の決議事項)

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規則の設定、変更又は廃止
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 役員会において必要と認める事項

第15条 (総会の議長)

総会の議長は、会長をもってあてる。

第16条 (総会の議決)

総会は、総会員数の3分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 総会における会員の議決権及び選挙権は各々1個とする。
4. 会員はあらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。
5. 前項の規程により議決権及び選挙権を行使するものは出席者とみなす。
6. 本青年部で議決した重要事項は、高砂商工会議所常議員会の承認を得て成立する。

第17条（役員会）

本青年部に役員会を置く。

2. 役員会は、会長・副会長・理事をもって組織する。
3. 監事は役員会に出席して意見を述べるができる。
4. 役員会は会長が召集する。

第18条（役員会の決議事項）

次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 会員の加入の諾否、脱退勧告
- (3) 委員会に関する事項
- (4) 本青年部の運営に関する事項

第19条（準用規程）

第15条（総会の議長）、第16条（総会の議事）の規程は役員会について準用する。

第20条（委員会の設置）

本青年部にその目的遂行のため、役員会の議決を経て委員会を置くことができる。

第21条（委員会の組織等）

委員会に委員長1名、副委員長若干名及び委員を置く。

2. 委員長、副委員長及び委員は、会長が役員会の承認を経て委嘱する。

第22条（委員会について必要な事項）

前2条に規程するもののほか、委員会について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

第5章 会 計

第23条（会計年度）

本青年部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第24条（収入）

本青年部の経費は、会費、助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

第6章 旅費規程

第25条 (旅費規程)

日本商工会議所青年部（以下この条において「日本YEG」という。）主催の全国大会、全国会長研修会及び近畿ブロック大会に参加する者の登録料については、本会の予算の範囲内において助成することができる。ただし、旅費（交通費及び宿泊料）は助成しないこととする。

2. 兵庫県商工会議所青年部連合会（以下この条において「兵庫県青連」という。）の代表理事として、日本YEGに出向する者の日本YEG役員会出席に係る登録料及び旅費（交通費及び宿泊料）については、前項の規定にかかわらず、兵庫県青連からの助成額の範囲内において助成することができる。

3. その他、会長が特に必要と認めた場合は、高砂商工会議所事務局関係出張旅費規則第2章第4条交通費の計算を準用し支給することができる。

第7章 その他

第26条 (直前会長)

本青年部に直前会長を置く。

2. 直前会長は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

3. 直前会長は、本会の事業遂行に必要な重要事項について、会長の諮問に応じる。

4. 直前会長は、役員会に出席して意見を述べることができる。

5. 直前会長の任期は、本会の役員任期に従うものとする。

第27条 (顧問、参与及び相談役)

本青年部に顧問、参与及び相談役を置くことができる。

2. 顧問、参与及び相談役は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

3. 顧問は、本会の事業遂行に必要な重要事項について、会長の諮問に応ずる。

4. 参与は、本会の事業遂行に関する重要事項に参加する。

5. 相談役は、本会の事業遂行に関して、意見を述べるすることができる。

6. 顧問、参与及び相談役の任期は、本会の役員任期に従うものとする。

第28条 (表彰)

表彰に関する事項については、役員会の議決により別に定める。

第29条 (運用)

この規則に定めなき事項については、役員会の議決により別に定める。

附	則			
昭和	59年	7月	1日	制定
平成	8年	7月	1日	一部改正
平成	13年	4月	1日	一部改正
平成	15年	4月	1日	一部改正
平成	20年	4月	1日	一部改正
平成	21年	3月	26日	一部改正
平成	24年	6月	18日	一部改正
平成	25年	6月	21日	一部改正
平成	27年	4月	1日	一部改正
令和	2年	4月	1日	改正
令和	3年	4月	1日	一部改正

高砂商工会議所青年部慶弔規定

第1条

本規定は高砂商工会議所青年部の慶弔等に関する事項を規定する。

第2条

この規定により給付される範囲は、次のとおりとする。

祝い金

- (1) 本人の結婚 10,000円
- (2) 出産（但し、第1子のみ） 5,000円

弔慰金

- (1) 本人 10,000円
- (2) 配偶者 5,000円
- (3) 直系1親等以内の親族 5,000円

その他、楯1対・弔電にて弔意を表敬する。

見舞金

- (1) 本人の病気（但し、2週間以上入院した場合） 5,000円

第3条

前各号に定めるもののほかは、一般社会通念に基づき、会長及び役員と協議の上、その都度これを定める。

- (1) 給付する場合は、会長名を入れて給付する。
- (2) この規定による給付に対しての返戻は、しないこととする。
- (3) この規定の変更については、役員会において決定する。

第4条

会員は本規定に該当するときはすみやかに事務局へ連絡するものとする。

第5条

規定の改廃は役員会の議決にもとづいて行うものとする。

附 則
令和 2年 4月 1日 制定

高砂商工会議所青年部負担費等支出規定

第1条

本規定は高砂商工会議所青年部の負担費等に関する事項を規定する。

第2条

この規定により給付される範囲は、次のとおりとする。

(1) 各青年部連合会会費について

日本Y E G・近畿ブロック青連・県青連の会費は、その全額を青年部が負担する。

(2) 全国大会参加等の負担費

全国大会・ブロック大会・全国会長研修会へ青年部として参加する場合、登録費の一部を青年部が負担することが出来る。事務局員については登録費の全額を負担することが出来る。

(3) 県外出向時の負担費

全国会長会議・近畿ブロック会長会議・県外他単会主催事業等、(2)以外で県外へ青年部として参加する場合、登録費の一部を青年部が負担することが出来る。事務局員については登録費の全額を負担することが出来る。

(4) 県内外向時の負担費

県青連役員会・県青連事業・県内他単会主催事業等へ青年部として参加する場合、その登録費の一部について正副会長・出向者の間において協議の上決定する。但し、事務局員については登録費の全額を負担することが出来る。

(5) 研修旅行等における事務局員への負担費

研修旅行等会費を徴収する青年部事業において事務局員への会費補助は、30,000円を上限として負担することが出来る。なお、その額についてはその都度正副会長間において協議の上決定する。

(6) 日本Y E G・近畿ブロック青連出向理事・日本Y E Gの専門委員への負担費

高砂Y E Gから日本Y E G・近畿ブロック青連の理事として出向した場合、その登録費・交通費・宿泊費等を本会計・積立金から負担することが出来る。なお、その額については年間500,000円を上限として正副会長・出向者の間において協議の上決定する。但し、県青連からの補助がある場合は年間計1,000,000円を上限とする。また専門委員として出向する場合の負担費は年間100,000円を上限とする。

第3条

上記以外で必要と認められる場合は、正副会長で協議決定し、役員会で報告承認を得る。

第4条

規定の改廃は役員会の議決にもとづいて行うものとする。

附 則
令和 3年 4月 1日 制定